

改正

平成28年4月1日告示第94号

長浜市本庁舎通話録音装置等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の防止と警察への捜査協力を目的として設置する通話録音装置及び通話記録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 本庁舎に設置する、電話機での通話開始とともに通話内容を録音し、一定時間経過後にその録音記録を自動的に消去する装置をいう。

(2) 通話記録 通話録音装置により記録した音声をいう。

(管理及び管理責任者)

第3条 通話録音装置等の管理に当たっては、長浜市個人情報保護条例(平成18年長浜市条例第21号)に基づき適正な管理を行うため、管理責任者をおき、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める者(以下「操作担当者」という。)以外の者に、通話録音装置を操作させてはならない。

(通話録音装置等の取扱い)

第4条 通話録音装置は、施錠された電算室内に設置し、通話記録は、録音がなされた日の翌日の24時に自動的に消去するものとする。

2 所管課長は、所管する業務において、爆破予告等明らかに犯罪に関わる電話があったときは、当該電話を受信した電話番号、受信した時刻、通話内容等を管理責任者に対して直ちに報告するものとする。

3 管理責任者は、前項の報告があったときは、通話記録の内容を確認し、必要があると認めた場合は、通話記録の保存を行うものとする。

4 管理責任者は、前項の通話記録を保存の必要がなくなった時点で速やかに破棄するものとする。

5 操作担当者は、管理責任者の指示なく通話記録を編集し、又は加工してはならない。

6 管理責任者は、前各項に掲げるもののほか、通話録音装置等の取扱いについて、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置等の取扱いに関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第94号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。